

■総量規制基準

1 経緯

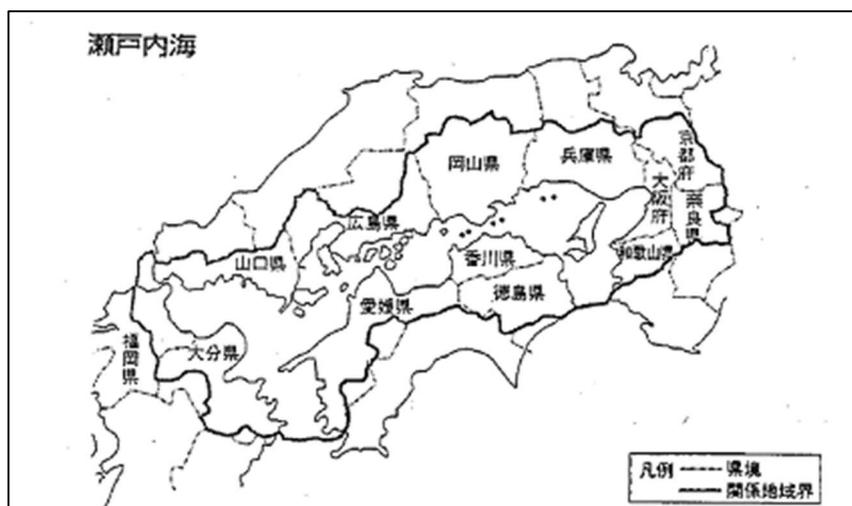
- 総量規制制度は、人口、産業等が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として、当該水域の水質に影響を及ぼす地域から発生する汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減しようとする制度です。
- 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象水域として、昭和54年から化学的酸素要求量（COD）について規制が始まり、平成14年からは窒素含有量（T-N）及びりん含有量（T-P）が新たな対象項目として加えられています。

<制度の特徴>

- ① 都府県ごとに知事が定めた総量削減計画に基づき、計画的に汚濁負荷量を削減する。
- ② 排水濃度ではなく、汚濁負荷量（排水濃度×排水量）で規制する。
- ③ 下水道の整備や小規模事業場に対する指導等の施策を総合的に推進する。
- ④ 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に面した地域だけでなく、その水域に関する内陸部も対象とする。

2 対象水域・対象地域

- 対象水域である瀬戸内海とは、いわゆる常識的な意味での瀬戸内海のほか、この海域と一体的に環境の保全を図る必要がある海域として、豊後水道及び響灘の一部が含まれています。
- 対象地域は内陸府県である京都府、奈良県を含む2府11県からなり、香川県は全域が指定地域に定められています。



水質総量規制制度の骨格

【総量削減基本方針】(水質汚濁防止法第4条の2)

- 指定水域毎に環境大臣が策定
(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海)
- 削減目標量の設定等
(COD、窒素含有量、りん含有量)

【総量削減計画】(水質汚濁防止法第4条の3)

- 都府県毎に知事が策定
(策定においては、環境大臣に協議し、同意を得る)
- 発生源別の削減目標量及び削減の方途等

【事業の実施】

- 下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の整備
- し尿処理施設の整備
- その他

【総量規制基準による汚濁負荷量の規制】

- 排水量が $50\text{m}^3/\text{日}$ 以上の工場・事業場について遵守義務
- 汚濁負荷量の測定義務

【汚濁負荷量削減の指導等】

- 小規模事業場、未規制事業場 等

3 総量規制基準

- 総量規制基準の数値は、指定地域内事業場（指定地域内にあって排出水の1日当たりの平均的な量が50 m³以上である特定事業場）から排出される排出水の汚濁負荷量について定める1日当たりの許容限度として個々の事業場ごとに算出されます。
- 総量規制基準の項目は、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N）及びりん含有量（T-P）の3つが定められています。

【総量規制基準の算式】

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（総量規制基準：kg/日）

C：都道府県知事が定める基準適用値（mg/L）

Q：特定排出水の量（m³/日）

【項目ごとのCの値】

①化学的酸素要求量（COD）

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定
（平成24年2月28日公告）[参考資料3-1](#)

②窒素含有量（T-N）

水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の決定
（平成24年2月28日公告）[参考資料3-2](#)

③りん含有量（T-P）

水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の決定
（平成24年2月28日公告）[参考資料3-3](#)

<備考>

- 特定排水とは、排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものを言います。
- 新增設の施設は既設の施設に比べ、より高度の汚水処理技術の導入が可能であるため、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場及び新たに設置された指定地域内事業場については、より厳しい総量規制基準を定めることができます。